

【やどかんはG o T o トラベル参加施設です】

お客様ご自身がG o T o トラベルをご利用になるために、
国交省観光庁からお客様がお守りいただく事項の要請がございます。
ご理解いただきご宿泊をお楽しみください。

- ①チェックインに際しては、直接の対面を避けるなど、
感染予防策を講じた上で旅行者全員に検温と本人確認を実施することができる。
- ②旅行者に検温等の体調チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、週末も含め、最寄りの保健所又は帰国者・接触者相談センターの指示を仰ぎ、適切な対応をとることができる。
- ③客室、共用スペース等の消毒・換気を徹底すること。
- ④「参加条件」を徹底・実施している旨をホームページやフロントでの掲示等で対外的に公表すること。
- ⑤旅行商品の予約、購入時や宿泊施設でのチェックインの際等に、旅行者が順守すべき事項を周知徹底する。また、若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行が実施されるべきことを周知徹底する。
- ⑥登録を受けた事業者が上記条件を満たしていないことが発覚した場合、登録を取消すこととする。

【本人確認に必要な書類】

◎1点で本人確認書類として認められるもの：1枚で氏名及び住所、写真が確認できる書類
例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、
特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、
障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等

◎ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を2つ又は①を1つおよび②を1つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能
①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

※中学生以下の子供であって、上記の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可

◎書類が整わない場合、後日、宿泊施設に対して写しを郵送等することとする。